基安労発第0627第1号の3
平成26年6月27日

一般社団法人　日本粉体工業技術協会会長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん作業用機器メーカーに対する粉じん防止対策に係る指導については、昭和56年9月25日付け基安発第18号の3により、貴会員の粉じん作業用機器メーカーに対して、粉じん作業用機器について、できる限り粉じん発散の防止・抑制を図ることや、これら機器を販売する場合、使用説明書、カタログ等に粉じん障害防止規則の趣旨を盛り込む等により、事業者として講じなければならない事項をユーザーに周知させることについて、御指導いただいたところです。

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成24年4月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたこと、平成25年2月に第8次粉じん障害防止総合対策が策定され、アーク溶接作業と岩石等の断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨を図ったことに加えて、平成26年7月31日から屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義務付けたこと等を踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカーに対し、取扱説明書等に防じんマスクや、電動ファン付き呼吸用保護具のファンが義務付けられている着用すべき特定の粉じん作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を販売する際、取扱説明書等に防じんマスクや、電動ファン付き呼吸用保護具のファンが義務付けられている着用すべき特定の粉じん作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を使